



ホールズ レンタルスペースサービス約款

第1条（適用範囲）

本約款は、レンタル収納スペース「ホールズ」を運営する、株式会社ア・ラブチュア・オン・アワーショルダー（以下、当社という）と、当社のサービスを利用するお客様（以下、契約者という）の合意のもとに、両者に適用されるものとします。

第2条（サービス内容）

当社は、当社が管理する施設内において、間仕切りまたは壁面等で仕切られた一定の区画スペースを物品の収納スペースとして契約者に貯蔵するものとします。従って、当社は収納物品についての保管責任を負うものではありません。

第3条（収納物品の制限）

当社の収納スペースには、次のような物品を収納することはできません。

- 1 貴金属、現金、有価証券、貴重品
- 2 動物、植物等の生物
- 3 腐敗しやすい物品、不潔な物品
- 4 湿気のある物品、湿気を発する物品、強い臭気を発する物品
- 5 危険物・可燃物（火薬類等）
- 6 人身、財産、生活等に危害を及ぼす可能性がある物品
- 7 公序良俗に反する物品
- 8 その他、収納にふさわしくないと当社が判断するもの

第4条（審査）

契約者は、収納スペースの支払い方法について、口座振替を希望する場合またはクレジットカード決済を希望する一部の方は、契約の前に保証会社の審査があります。この場合、審査を通過した方のみ契約の対象となります。

第5条（保険）

当社は、収納物品に対し別に定める保険を付保します。保険請求に関する手続きは当社が行います。

第6条（契約）

1. 契約者が当社のサービスを利用開始する際、WEB サイト又は郵送で申し込みした時点で、本約款に同意したものとします。
2. 本申し込みによる契約は譲渡、転貸または担保に供することができません。
3. 申し込み時に記載の住所、氏名、連絡先等を変更した時は、遅延なく当社に届けなければなりません。届け出がなかったことにより生じた損害等については、当社は責任を負いません。

第7条（賃貸スペースへの立入り）

1. 当社は、収納物品が本約款に違反する疑いがある時、又は当社または第三者に損害を与えたか、与える恐れがあると判断した時は、契約者の同意を得ず、スペースに立入り収納物品を検査することができます。
2. 当社は、緊急の必要があると判断した時は、収納物品を搬出することができます。この場合、当社は契約者に遅延なくその旨を通知します。

第8条（収納物品の出し入れ等）

契約者は、当社の発行するセキュリティカードと暗証番号により、当社が定める営業時間内において、自由に収納物の出し入れをすることが出来ます。

第9条（損害賠償）

1. 当社は、当社の故意または過失による場合を除き、契約者が収納スペース内に搬入した収納品に対し、当社が付保する保険の補償対象とならない事由による損害については責任を負わないものとします。
2. 契約者は、故意または過失により当施設または当施設を利用する他の顧客に損害を与えた時は、その賠償の責任を負わねばなりません。

第10条（不適収納物品の処置）

1. 当社は、収納物品が変質、毀損等により収納に適さないと認めた時、ならびに当社または第三者に損害を与える恐れがあると認められる時は、契約者に対し相当の期間を定めて必要な処置を行うよう催告することができます。
2. 契約者は、催告を受けた時は、遅延なく必要な処置を行わなければなりません。
3. 契約者が、当社の定めた期間内に前項の催告に応じない場合、又は催告するいとまがない場合は、当社は収納物品の廃棄その他必要な処置を行うことができます。この場合、当社は契約者に遅延なくその旨を通知します。

第11条（利用場所の変更）

当社は、必要な施設がないこと、その他止むを得ない事由がある場合は、契約者の同意を得て、当社の費用において他の施設に収納物品を移動することができます。ただし、同意を求めるいとまがない場合は、事後に契約者に対し遅延なくその旨を通知します。

第12条（契約の解除）

1. 当社は、次の事由がある場合は、契約を解除することができます。
 - 1 収納物品が第3条の取り決めに違反することが明らかとなった時
 - 2 契約者が第7条による収納物品の検査を拒否した時
 - 3 契約者が利用料金を2ヶ月以上支払わなかった時
 - 4 契約者が第18条による料金の変更に応じなかった時
 - 5 収納物品が当社または第三者に損害を与えた時、または与える恐れがあると判断した時
 - 6 契約者が死亡した時、破産宣告を受けまたは支払い停止に陥った時
2. 当社は、当契約のサービス内容を提供出来なくなったら場合、または営業を休止しようとする場合は、契約を解除することができます。この場合は、解除日の3ヶ月以前に契約者に対し、その旨を予告するものとします。
3. 当社が、第1項各号の規定により契約を解除した場合は、契約者は遅延なく利用料金その他の費用および遅延金を支払い、収納物品を引き取らなければなりません。
4. 当社は、第1項または第2項の規定により契約を解除した場合、これによる損害については責任を負いません。

第13条（反社会的勢力の排除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対して催告することなく、書面による通知を持って本契約を解除することができます。

- 1 契約者の役員もしくは実質的に経営に関する者または従業員（以下、役員等という）が暴力団、暴力団員、暴力団準備構成員、暴力団関連企業、総会屋等の反社会的勢力である、または反社会的勢力であった場合

- 2 契約者又は契約者の役員等が反社会的勢力に対し、不適切な資金もしくは役務提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合

- 3 前各号に掲げる場合のほか、契約者又は契約者の役員等が反社会的勢力と何らかの不適切な関係を持っている場合

- 4 契約者又は契約者の役員等が、自ら又は第三者を利用して、当社または他の契約者に対して、暴力、脅迫、威力、詐欺等の違法又は不当な手段を用いて不当な要求行為等を行った場合

第14条（解約）

1. 契約者は、契約期間の満了その他の事由により解約する場合は、解約申込書に必要事項を記入し、所定の方法でこれを当社に提出しなければなりません。
2. 解約手続きの際、契約者が期日までに手続きを行ったにも関わらず、クレジットカード支払いの締め日に間に合わず決済がなされた場合、その事実が確認出来次第、当社は契約者の指定口座へ最短の月末日までに振込みにより返金するものとします。

第15条（引き取りされない収納物品の扱い）

1. 当社は、契約者が収納物品を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、または当社の過失なくして契約者を確認することができない場合であって、契約者に対し期限を定めて収納物品の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引き取りがされない時は、催告をした日から60日を経過した後は、契約者に予告した上で、公正な第三者立会いの上、収納物品の売却、その他の処分をすることができます。ただし、収納物品が腐敗または変質する恐れがある物の場合は契約者に予告した上で、引き取り期限後直ちに公正な第三者立会いの上、収納物品の処分をすることができます。

2. 当社は、前項の規定により処分等をした場合は、契約者に遅延なくその旨を通知します。
3. 当社は、第1項の規定により売却をした場合は、その代価から利用料金、その他の費用および延滞金ならびに売却のために要した費用を控除し、残額がある時はこれを契約者に返還し、不足があるときは契約者に對しその支払いを請求します。
4. 当社は、第1項の規定により期限内に引き取りがされない時は契約者に予告することなく、当社の施設から収納物品を取り出し、他に移すことができます。この場合においても、契約者は保管料相当額を支払うものとします。
5. 当社は、前項の規定により収納物品に生じた損害については、責任を負いません。

第16条（料金の支払い）

契約者は、当社が定めた利用料金等を、当社が定めて通知した日までに支払わなければなりません。

第17条（延滞金）

契約者は、当社が定めた日までに前条の料金を支払わない場合は、その日の翌日から支払いのあった日まで年率 6% の割合で延滞金を支払わなければなりません。

第18条（料金の変更）

当社は、利用料金を変更する場合は、変更する日の1ヶ月前までに契約者に通知します。

第19条（集合動産譲渡担保）

契約者は、当社に対し、本契約に基づく契約者の当社に対する一切の債務の履行を担保するため、収納スペース内に隨時収納するすべての収納品の上に譲渡担保権を設定します。本約款第7条、第10条、第15条に記載の事由にひとつでも違背した場合、譲渡担保権を実行することができ、契約者はそれを承諾するものとします。

第20条（想定外事項）

本契約に記載がない事項について疑義が生じた場合は、契約者と当社の双方が誠意を持って協議するものとします。

第21条（個人情報保護）

当社は、個人情報保護法に基づき、契約行為から得た契約者等の個人情報を適切に管理運用するものとします。

第22条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

株式会社ア・ラブチュア・オン・アワーショルダー
制定 2017年11月19日